

農家にとってのメリット

1. 大きな土地所有者でなくても、サービス付高齢者向け住宅の建設・管理が可能となります。

サービス付高齢者向け住宅は、大きな土地を所有し、多額の建設投資が可能なオーナーが取り組む対象と考えられています。(50 戸程度以上の賃貸住宅で介護施設等と一体となった大規模な施設)

しかし、当センターのモデルは、色々な工夫をすることにより、一般的な農家(3~5 反、20 戸~30 戸程度)での建設・経営を可能にすることを目的にしています。

2. 新規建設でなく、既存のアパートのリフォームでの計画も考えられます。

空室が増加し、各地で切実となっている既存住宅のリフォームは日本の住宅政策にとっても重要なテーマとなっています。

当センターは、手作りの計画支援や、国庫補助制度の活用等により、既存アパートのリフォームによるサービス付き高齢者向け住宅を積極的に支援します。

3. 超高齢社会を迎え入居者増大が見込まれるため、空室リスクが少なく済みます。

若年世帯の減少と、都心回帰傾向が強まる中、若者向けの単身住宅等は年数の経過とともに空室が増加し、経営が圧迫されているのが現状です。

サービス付き高齢者向け住宅は今後 10 年間で 60 万戸整備することが目標とされており(政府新成長戦略)、団塊の世代の後期高齢者化に伴って更に需要が増大することが見込まれています。

4. 体験農園経営と結び付けて経営することにより、農地の保全ができます。

当センターのモデルは、近接する生産緑地等を活用することにより農と触れ合いや仲間との交流により入居者の豊かな生活を実現することを目標としています。

その際、併せて他の利用者も取り込むことにより体験農園方式の農業経営を取り入れることができれば農家の経営の一助となり、都市農地の保全にもつながるため、JA グループ等と協力し積極的に支援したいと考えています。

5. 希望によっては、農家自身が必須サービスの提供主体となることも可能です。

必須サービス(安否確認、生活相談)については、当センターのコーディネートにより地域の介護・看護・福祉の専門家グループ等との連携・協力により体制を構築します。

なお、必須サービスの提供は ALSOK 等の警備保障会社との協力・分担により、ヘルパー 2 級の資格保有者(講習で取得できる)であれば特別な経験がなくても対応可能ですので、万一、農家自身が自らそのサービス提供主体となることを希望する場合は、その収入を見込むことが出来ます。

また、ご自宅に近いこのサービス付き高齢者住宅に農家自身の高齢者のご家族が入居することも考えられます。